

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第228号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ケ及び第9条の2中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項」を「障害者自立支援法第54条第2項」に、「医療機関等」を「指定自立支援医療機関」に改める。

第4号様式注以外の部分中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項」を「障害者自立支援法第58条第1項」に、「医療」を「指定自立支援医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者が指定自立支援医療機関（障害者自立支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。）に入院しないで行われたものに限る。）」に改める。

第7号様式1及び2中「転出区」を「旧住所」に、「転入区」を「新住所」に改める。

第7号様式2中「市府民税額」を「所得割基礎額」に、「課税されている市府民税額」を「所得割基礎額」に改める。

第2条 京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ケを削る。

第9条の2を削る。

第18条の表中国民健康保険精神・結核医療付加金支給申請書の項を削り、

「

「

第5号様式
第6号様式
第7号様式
第8号様式
第9号様式
第11号様式
第12号様式
第13号様式
第14号様式
第15号様式

を

第4号様式
第5号様式
第6号様式
第7号様式
第8号様式
第9号様式
第10号様式
第11号様式
第12号様式
第13号様式

に改める。

附則第8項中「第13号様式及び第14号様式」を「第11号様式及び第12号様式」に、「第13号様式(裏面)」を「第11号様式(裏面)」に改める。

附則第9項中「第15号様式1」を「第13号様式1」に改める。

附則第10項中「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

第4号様式を削り、第5号様式を第4号様式とし、第6号様式から第9号様式までを1様式ずつ繰り上げ、第10号様式を削り、第11号様式を第9号様式とし、第12号様式から第15号様式までを2様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年12月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 従前の様式による用紙は、この規則施行の際現に残存するものに限り、改正後の規則による様式として作成されたものとみなし、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)